

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置の状況  
市税の賦課徴収に関する事、徴収事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、  
市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等  
措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署 （所管課）	対応 区分	措置状況・理由
87	指摘1	第4章 監査の意見と結果（各論） Ⅲ 固定資産税・都市計画税 (1) 土地評価の合規性・正確性	異動があり評価を見直した土地について、間口距離があるにもかかわらず0と入力されているものがあつた。これはシステム上の不具合を回避するためだが、システム上の不具合を事実と異なる値を入力することにより補うというのは、副次的な問題を生じるおそれがあることから、何らかのシステム改善をすべきである。	資産税課	措置済	間口距離の数値をシステムに入力することで間口狭小補正が自動計算されますが、同時に奥行距離と間口距離の割合から奥行長大補正が自動計算される仕組みとなっています。ここで、土地の形状から奥行長大補正を適用すべきでない場合には、奥行長大補正の自動計算を避けるため、間口距離を0と入力し、本来入るべき間口狭小補正率を直接入力することで適正な評価額を算出する運用を行っています。 現行システムの改修には多大な費用を要するため、令和7年度に予定している標準準拠システムへの移行時に対応可能かどうかを検討しましたが、新システムにおいても標準機能では対応しておらず、カスタマイズによる対応をシステム開発業者に要望し協議を重ねましたが対応できませんでした。 全国的に行われている標準準拠システムへの移行は、各市町村が同一仕様のシステムへ一斉に移行するため、各システム開発業者はカスタマイズを一切行わない方針で、本市に限らず標準機能以外のことについては各市町村の運用で対応する他ありません。 新システム導入後も、入力方法によって対応する運用を継続することとなりますが、奥行長大補正の自動計算を避けるため、間口距離を実測値としない場合にはメモ欄にその旨入力することを徹底し、事後に入力したデータを抽出してダブルチェックすることで誤りが生じることを防ぎます。

（公表日：令和6年12月25日 通知日：令和6年12月6日 法第30号）